

# 企業会計のダイナミズムと金融商品の時価評価

The Dynamism of the Enterprise and the Current price Evaluation of the Financial Product

神奈川大学大学院 経営学研究科

国際経営専攻 博士後期課程

李 敬 風

## 1. プロローグ

企業をとりまく経済的・社会的環境の変化は、企業会計に対する社会の新しい要求を生み出す結果となる。そして、それはやがて企業会計の目的と機能を大きくかえることを通じて、企業会計の内容を再構築する方向に作用する。

企業会計の主目的が、伝統的な経營業績の測定情報の伝達から経営意思決定のための企業価値の評価情報の伝達に変化することに伴って、従来の財務諸表による過去志向的計数情報は、その利用の限界が指摘されるようになった。今日ますます会計情報の量的・質的拡充が求められているのである。

有価証券に投下される資金の循環過程は、(投下前)資金→(投下)有価証券→(回収後)資金となっており、貨幣性資産たる有価証券は棚卸資産と違って、投下された有価証券に資金が拘束されているとはみなされない。有価証券(一時的所有で市場性ある有価証券)への投資は、企業にとって余剰資金の管理にかかわることであり、その本質は余剰資金の企業内留保を放棄し、リスクを伴う企業外運用をはかることにある。したがって、公正な価格が成立する取引市場を前提とする限り、いつでも企業の自由な意思により売却可能である。このように、有価証券はそれ自体が非拘束性の資金たる性質を持った資産としての特質をそなえているのである。

時価評価による評価損益については、商法の配当可能利益の規定による配当制限が設けられている。時価評価した資産すべてを通算し、ネット・ベースで評価益が生じている場合は、配当可能利益は時価評価前と変わらない。通算の対象には、損益計上される「売買目的有価証券」や「特定金銭信託等」の評価損益のみならず、自己資本に計上される「その他有価証券」の評価差額も含まれる(ただし、減損処理による評価損は除く)。デ

リバティブの評価損益も含まれるものと思われる。評価損益は洗い替え方式で計算し、通算する際には法人税等の額や税効果相当額を駆除する。

本稿は、以上のような基本認識を踏えて、金融商品の時価評価の問題を、企業会計のダイナミズムという論理の視点から考察するものである。論述の展開にあたっては、まず最初に企業会計のダイナミズムについて基本的な考え方を明らかにする。そして、金融商品とその評価をめぐる議論を展開し、最後に時価評価による会計システムの変化もしくは財務諸表情報の質的变化を究明することとする。

## 2. 企業会計のダイナミズム

### (1) 企業会計の特質と限界

今日の社会では各種の経済主体によって、財貨やサービス(用役)の生産、流通、消費などの経済活動が営まれている。家計、組合、官庁などのように営利を目的とせず、消費経済活動を主たる形態とする経済主体もあれば、企業のように営利を目的とし、生産経済活動を主たる形態とする経済主体もある。

会計は、このような経済主体の営む経済活動を固有の方式で記録計算し、その結果を利害関係者に報告する行為である。経済主体の経済活動や経済事象を、貨幣金額によって測定し、その結果を当該経済主体の財務内容を判断する上で有用な財務情報として伝達する点に会計の特質がある。企業会計は、企業に対するこのような経済活動を、複式簿記など会計固有の方式を用いて測定し、その結果を一定期間における経営成績や期末の財政状態として把握し、企業の各種利害関係者に当該情報を伝達するシステムである。

企業会計の行為によって作成された情報は会計情報と呼ばれる。会計情報は、主として財務諸表への記載情報として伝達される。財務諸表は、企業の一期間の経営成績や期末の財政状態などを表

示する会計報告書で損益計算書や貸借対照表などから構成される。財務諸表上の会計情報は、企業の利害関係者が企業の財務状況に関する適切な判断を形成する上で、有用な情報となる。このような会計情報には、企業の経済活動の結果についての真実な内容が含まれていることはいうまでもない。しかし次のような一定の限界が指摘できる。

今日の企業会計は、種々の基礎的前提もしくは仮定の要件の上に成立している。たとえば、企業会計が成立するための不可欠の前提として、貨幣的測定の前提が一般に認められている。この前提に基づけば、貨幣金額によって測定できない経済活動や経済事象は企業会計上の取引として処理されず、したがって、会計情報として伝達されないことになる。特に企業の収益性や安全性を判断する上で重要な事項が、貨幣的測定が行えないという理由で会計処理の対象にならない場合には、財務諸表記載の会計情報に限界を生ずることになる。

また、企業会計の作成する財務諸表は、取引事実の単なる記載ではない。会計事実を処理するにあたって、合理的な処理方法の選択・適用の局面で会計担当者による多くの連続した判断が介入する。財務諸表に代表される企業会計情報は、「事実と慣習と判断の総合的所産」としての特質もっているのである。

時価会計導入による財務諸表への影響を要約すれば、次のとおりである。

- ① 売買目的有価証券<sup>1)</sup>、特定金銭信託等、デリバティブの時価の変動は、評価損益の変動と

- して、損益計算書上の当期の損益に現れる。
- ② その他有価証券の時価の変動は、原則として、損益に影響を及ぼさないが、貸借対照表上の自己資本の変動として現れる。
- ③ 減損処理の厳格化は、企業にとっては損益の減少要因となりうる。

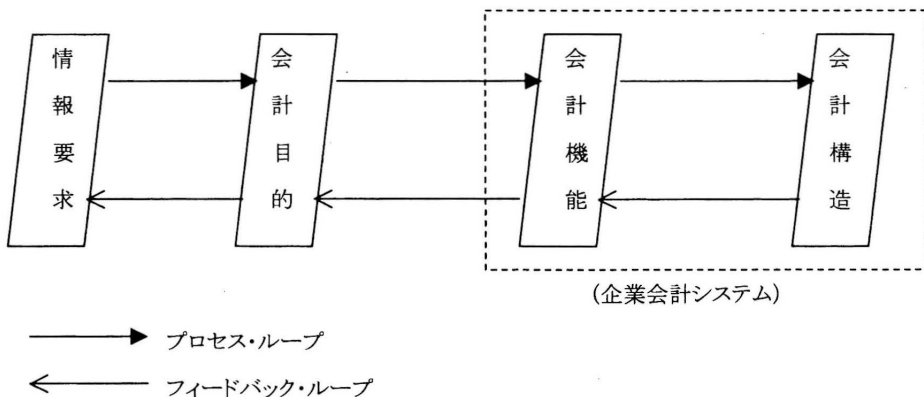
(2) 企業会計の論理と構造

企業会計は、財務会計と管理会計とを問わず、社会の情報要求にダイナミックに対応する論理を持っている。したがって、企業会計に対する利害関係者の情報要求の内容が歴史的に変化すれば、会計目的もそれに対応して変化することになる。そして、会計目的が変化すれば、それを実現するための企業の会計システムもその変化に対応して再構築される。

企業会計は、行われる企業の社会経済的環境を背景に、企業を取り巻く利害関係者の情報要求を的確に把握して、会計の目的は、本来、企業会計システムそれ自体が演繹に設定する性質のものではなく、むしろ企業会計に対する社会の情報要求の中から導き出される与件としての性質を持つものであると理解されるのである。

企業会計のダイナミズムについて説明したところを図解すれば、図表のように示すことができる。図表によれば、まず、利害関係者の情報要求の内容が企業の会計目的を規定する。次に、設定された特定の会計目的を実施するために必要な企業会計の機能が明らかにされる。会計機能は会計の果たす働きのことであり、企業会計システムの動的状態を示す要素である。そして最後は、会計機能

企業会計のダイナミズム



注1 照屋行雄、井口 伸著「財務会計原理」東京経済情報出版、1999年6月

の合理的な達成を支援する企業会計の構造が形成され、整備されることによって企業会計システム全体が完成することになる。会計構造は会計の仕組みのことであり、企業会計システムの静的状態を示す要素である。(注1)

このようにして、いったん特定の会計目的を実現するための企業会計システムが構築されると、会計情報の作成と開示のプロセスはシステム内のメカニズムを通じて自動的に作動することになる。その結果、会計目的が達成され、そのことによって社会の情報要求に応えることができるのである。もし、企業会計が新たな情報要求と会計目的に直面した場合には、再びこのプロセス・ループに従って、それに対応する企業会計システムが再構築されることになる。企業会計の論理は、このようなダイナミズムを内容上の特徴としているのである。

企業会計は、企業の各種利害関係者の多様な情報要求に応えなければならぬ。企業の利害関係者には、株主などの投資者や銀行などの債権者をはじめとして各種のグループがある。投資者は投資意思決定のために有用な情報を要求し、また、債権者は信用供与決定のために有用な情報を要求することになる。

このように、企業を取り巻く各種の利害関係者が、提供された会計情報を分析利用することによって、企業の財務状況について適切な判断を形成し、もって合理的な意思決定を行うことができるようにすることが今日の企業会計の主たる目的となっている。とりわけ株主を中心とした外部投資者の情報要求に応えることを主たる目的として実現されている。したがって、現行の企業会計は、投資者の投資意思決定のために有用な財務情報の測定と伝達が達成できるような機能と構造をもつ会計システムとなっているのである。

### (3) 金融経済の発展と会計の対応

平成12年4月1日以後開始する事業年度から、市場性ある有価証券およびすべてのデリバティブ取引についての評価基準が原価基準から時価基準に変わることになった。変更理由として、これらの金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能であるとの説明がなされている。しかし、最も大きな理由は会計基準の国際的調和

である。

日本企業の国際的な事業活動、国際市場での資金調達および海外投資者の日本の企業への投資が活発に行われている状況下にあっては、財務情報等の企業情報は利用者から同質性や企業間の比較可能性が求められている。また、特にボーダーレス化が進んでいる金融資本市場では、経済環境の変化ばかりではなく、法律や会計の違いで取引を行う市場が変わってくることもある。金融資本市場について、東京市場を活性化するためには各国の市場と公平な競争が行えるように、法律や会計をグローバル・スタンダードといわれるようなものに代えていくことが必要になってきた。

不良債権についていえば、不良債権の開示が急速な経済環境の変化に対応できず、後手後手にまわったきりは確かにあった。しかし、会計基準、すなわち不良債権の償却・貸倒引当金は有税にはなるが制度そのものは整備されている。税効果会計にしても金融機関の連結財務諸表には既に導入されていった。税効果会計がないので有税償却を行うことができなかったというのは正確な議論ではない。この問題は、インフラ整備の遅れではなく、関係者の制度運用に問題があったのではないであろう。

例えば、金融再生委員会が資本注入を求める大手銀行に対し、不良債権の償却・引当に関し、一律に一定率の償却・引当を計上させることを打ち出した。融資の実態を最も知っている金融機関・公認会計士を無視するものであり、今でも疑問に思う。これでは職業会計人の尊厳を傷つけることになる。企業の経営者や公認会計士が判断しなければならない部分に、米国では数値基準が採用されているので日本も数値基準を導入するというやり方は間違っている。それは会計ではなく単なる統計である。これに対して関係者が強く意見をいうことができないのは、自分たちのこれまでの会計制度の運用に「不良債権の先送り」というやましさがあったからだと思う。

## 3. 金融商品の概念及び時価評価の理論

### (1) 金融商品の概念と認識

国際基準における金融商品の定義は、開示に係るIAS32及び認識と測定に係るIAS39にて規定されている。構造としてはIAS32にて基本的な枠組みを示し、IAS39はそれを補足する形となっている

る。

IAS32では、金融商品について、一方の企業にとって金融資産、他方の企業にとって金融負債または金融持分商品を同時に生じさせる契約と定義している（IAS32-par.5）。すなわち、金融商品とは、金融資産、金融負債、金融持分商品を生ぜしめる契約であり、それ自体はキャッシュフローを増減させるものではない。たとえば、投資家側からみた転換社債は、金融資産（普通社債）と金融持分商品（株式コールオプションの買建）から構成されるが、実際の取引では転換社債という金融商品として売買される。このように金融商品とは、その中身である金融資産、金融負債及び金融持分商品について、取引の相手方と取得または譲渡できるように契約という容器でまとめたものといえる。ちなみに金融商品における契約とは、その履行が法的に強制されるものであり、一旦締結すると通常は履行を免れることはできない約束を意味する（IAS32-par.6）。

このように、金融商品では契約が取引単位となるため、土地等の非金融商品と異なり、その認識及び認識の中止は対象物の物理的な移動や代金決済の方法に関係なく、契約締結の有無を基準として判断することが可能となる。

なお、取引所で売買される先物取引のように、現金または他の金融資産にて決済できる権利が付与されている商品契約（commodity-based contracts）については、

- ①当該企業が対象商品を仕入れ、販売または通常使用する目的で当該契約を締結、かつ締結後もその予定であること
- ②締結当初から上記の目的を意図していること
- ③現物の引受け・引渡しにて決済する予定であること

の3つの要件を全て満たす場合には未履行契約として、それ以外の場合には金融商品と同様な会計処理が求められている。なお、未履行契約については、従来の会計慣行とおり、契約が履行された時点で当該商品に係る会計上の認識が行われることになる。

日本基準での金融商品の定義等は、「金融商品意見書」において、金融商品とは金融資産、金融負債等に係る契約の総称と規定していることから、国際基準及び米国基準と実質的に同じといえる。

なお、「金融商品に係る会計基準」では適用範囲の明確化の観点から、金融資産及び負債の定義について、現金預金、受取手形（支払手形）、売掛金（買掛金）等の形式的な取引形態によって例示列挙する形を採用している。したがって、国際基準及び米国基準が採用する経済実態に着目した概念規定とは異なるが、「金融商品実務指針」では金融資産及び負債の定義について、改めて国際基準と同じ表現を用いていることから、結果的には同じとなっている（金融商品実務指針4、5項）。

## （2）時価評価の理論

企業会計審議会の時価会計に関する意見書では、有価証券およびデリバティブ取引に時価評価を行う理由について、次のように説明している。金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。また、このような金融資産については、時価評価を行うことが以下の理由から求められている。

### ①的確な投資情報の提供

金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況の下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。

### ②リスク管理

金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底および財務活動の成果の的確な把握のためにも必要である。

### ③国際的調和

日本企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達および海外投資者の日本証券市場での投資の活発化という状況下で、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品に係る日本の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

企業会計審議会が指摘する「金融資産については・一般的には・市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能であ

る」であると、どうして時価評価することが妥当なのかについて少し説明する。これには「実現可能性」と「貨幣性資産概念の拡張」という二つの考え方があるようである。

#### a 実現可能性

有価証券の評価益の収益への計上基準を売却による「実現基準」だけではなく、未実現損益であっても「実現可能性」基準まで拡大し、それをもって当期の損益として認識する考え方である。この場合の実現可能性とは、「特別な努力を伴わずに信頼できる測定可能な価額をもって、活発な市場で即時に売却することができる」とされており、まさしく企業会計審議会が指摘している理由はこれと合致している。

#### b 貨幣性資産概念の拡張

時価評価された金融資産は、投下過程から回収過程に転化し・それ自体、市場において当該時価で即時に売却可能な状態にあり・流入する見込みの確実なキャッシュ・フローを表すとみられるから・それに係る評価差額は利益認識基準のいかんにかかわらず・おのずから当期損益に算入される性質をもつものと解するとの考え方である。この考え方は、保有目的を前提として、高度に組織化された市場で即時に売却可能である金融資産の特性に着目した点に特徴がみられる。これも、まさしく企業会計審議会が指摘している理由と合致する。

## 4. 時価評価による企業会計システム

### (1) 株式の時価と会計システム

#### A 「意見書基準」等における時価

「意見書基準」では、時価とは公正な評価額、すなわち市場で形成されている取引、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という）に基づく価額をいうものとしている。

そして、金融資産に付すべき時価には、それが市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、それに市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがあるとしているから、「国際会計基準」の公正価値と表現は少し違うが、同義のものである。

有価証券の時価が「著しく下落した」ときの判断基準は、その「時価が取得価額に比べて、50%程度又はそれ以上下落した場合」とし、「この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取

得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない」としている。

それ以外の場合には、個々の企業がその合理的な判断基準を設け、「保有する有価証券の時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案した上で、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とすることがどうかを判断すべきである」が、一般的には、次のように取り扱うことができるものとしている。

①個々の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、「著しく下落した」とときには該当しないものとする。

②①以外の場合には、その下落率が企業の設けた合理的な基準に照らして「著しく下落した」ときに該当し、かつ、その下落の合計額が金額的に重要性を有するときには、その有価証券について回復可能性を判定する。

ここでは、「市場価格に基づき価額」について述べる。それは、売買が行われている市場において、金融商品の売却、取得等により受け取り、支払う現金の額をいうものとしている。

次の金融商品について、公表されている取引価格を市場価格とするものとしている。

①取引所に上場されている金融資産

②店頭で取引されている金融資産

③これらに準じて随時売買・換金等が可能なシステムより取引されている金融資産

これらの金融資産のうち有価証券について見ると、表のとおりである。

非公開株式・非上場債券について、ブローカー又はシステム上の売買価格又は店頭気配値を、後者ではさらに業界団体が公表する基準気配値を積極的に採用しているのが目立っている。

また、連結財務諸表原則では、関係会社（子会社）の資産及び負債は、支配獲得時における公正な評価額（時価）により評価するものとしている（親会社の持分に限定する部分時価評価法と全てを対象とする全面時価評価法がある）。

### (2) 時価会計による財務諸表

金融商品は契約の当事者となった時点で金融資産、金融負債または金融持分商品として認識され、貸借対照表上において資産、負債及び資本のいずれかに区分される。その意味では単純であるが、法形式と経済実態が異なる金融商品や、金融負債及び金融持分商品といった両要素を備えた複合金

融商品が増加する中、貸借対照表及び損益計算書上での区分問題は必ずしも容易ではない。とりわけ、負債と資本の区分問題は、その果実としての支払利息または配当金に係る費用または利益処分取り扱いを通じて、当期損益に影響を及ぼすことになる。

また、会計においては総額主義の原則に基づき、一般的に資産及び負債は相殺することなく、総額にて表示することが求められる。相殺表示はあくまでも例外であり、許容する場合の要件は極めて厳格である。一方、金融商品取引では信用リスク軽減の見地から、従来の担保要求等だけでなく、マスターネットインゲアレンジメント等の新たなリスク管理手法が普及しつつある。実質的には信用リスクの軽減効果が認められながら、従来の相殺表示の要件を充たさない場合、例外として財務諸表の本体情報に反映させるか、または注記情報に留め置くかは、経営諸比率にも影響することから経営者にとって切実な問題となる。

一般的に認識及び測定は財務諸表の本体情報に影響するため、意見調整に時間を要するが、開示は注記情報ということから、実務界の抵抗感が薄れることも事実である。また、先行する形となった開示基準では時価情報の開示を求めたが、それは事後測定として時価評価が可能かどうかのパイロットテスト的な役割を果たしたといえる。現段階ではデリバティブを含む金融資産及び負債の多くが貸借対照表上で時価評価となったが、それによって開示の役割が低下したわけではない。

決算日の時価は金融資産及び負債に係る将来キャッシュフローの経済実態を最も忠実に反映する指標ではあるが、それは当該時点でのスナップショットにすぎない。財務諸表利用者にとって有用な情報とは、当該会社から生じる将来キャッシュフローの予測に資するものであるならば、決算日の時価は必要条件であるが充分条件ではない。金融資産及び負債からの将来キャッシュフローは、各企業のリスク管理体制によって管理可能となるため、金融商品の開示ではリスク管理情報の開示が必要不可欠となる。

## 5. エピローグ

以上考察したところから、一時的所有で市場性ある有価証券の評価に当たっては、期末の市場価格による時価基準を原則として採用することが合

理的である。その場合、期末有価証券に関する評価差額は評価損および評価益ともに計上することが求められる。有価証券の「飛ばし」による含み損の計上忌避や決算操作のために期末保有有価証券を売却する「益出し」などの企業の不適切な会計処理は、このような評価基準の導入と評価損益の開示によって解消することになる。

ここでは、事態の改善と財務内容開示の充実をはかるための会計の対応として、費用性資産たる棚卸資産の評価に低価基準を強制適用させ、また、貨幣性資産たる有価証券の評価に時価基準を導入することを提案した。このうち有価証券の時価基準については、日本においても1999年1月の「金融商品会計基準」の公表によって、2000年4月1日以後開始する事業年度から、特定の有価証券に時価評価基準を適用することとなった。

企業経営の透明性を高め、財務内容開示の充実をはかる上で、時価評価を導入することが強く求められている。それは、企業の利害関係者の意思決定を合理的に行わしめる上で必要であるばかりでなく、企業経営の合理的な管理運営を達成する上でも要請されているといわなければならない。

最後に、企業会計は従来、強行法規たる商法との制度上の調整を優先することで、会計システムの見直しや理論的な整備を怠った面があることは否定できない。現在企業会計が直面している本質的な問題に会計本来の立場で真剣に取り組み、今こそ企業会計の法規からの離脱もしくは自立化を目指して努力すべきであると強く思う。そのことが、今後企業会計に対する社会の信頼を再び回復する最善の道であるといえよう。

## 参考文献

- 財務会計原理、著者 井口 伸 照屋行雄、東京経済情報出版、1999年6月  
 企業会計の構造、著者 照屋行雄、税務経理協会、平成13年4月  
 金融商品の時価会計論、著者 吉田康英、税務経理協会、平成11年6月  
 時価会計の基本問題、著者 石川純治、中央経済社、2000年4月  
 会計学原理、著者 若杉 明、税務経理協会、2000年5月  
 会計ディスクロージャと企業論理、著者 若杉

明，税務経理協会，1999年1月

時価会計の実務，著者 吉川 満 吉井一洋，商  
事法務研究会，平成113年5月

金融商品の会計基準，著者 吉田康英，税務経理  
協会，平成13年3月

時価経営入門，著者 小谷 融，中央経済社，平  
成11年9月

上場 非上場株式評価の基礎理論と具体例，著者  
建部好治，清文社，平成12年8月

時価会計入門，著者 田中建二，中央経済社，平  
成11年8月